

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条の規定に基づき鳥栖市障害者福祉計画（以下「計画」という。）の策定について協議するため、鳥栖市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 障害者団体の代表者
- (4) 福祉施設の代表者
- (5) 公共団体等の代表者
- (6) 市民の代表者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、計画策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。